平成２８年（フ）第１３４号
広島県福山市曙町３丁目６番23―202号
債務者　チクハンこと　押川　亮治
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１１４号
山口県下関市清末中町２丁目12番29―２号
キュートＫ・Ｔ　Ｂ　102号、申立時の住所
山口県下関市生野町１丁目４番20―414号、申立時の住民票上の住所山口県下関市椋野町１丁目11番７号　青葉荘　６号
債務者　伊藤　竜二
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋703番地
債務者　宮城恵利子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第７３号
山口市阿東生雲西分417番地２
債務者　寺山　　崇
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１００号
松江市上乃木３丁目11番14号
債務者　金阪　美加
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０６号
熊本市東区新生２丁目23番15号　グランフィーネ新生403
債務者　入田　賢治
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０７号
熊本市東区新生２丁目23番15号　グランフィーネ新生403
債務者　入田　沙織
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６１９号
愛知県半田市瑞穂町３丁目８番地の９　岡戸アーバンハイツ102号
債務者　桐山　　恵
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３５号
北海道苫小牧市宮前町１丁目６番13号
債務者　吉田　晴美
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１６７号
釧路市川北町７番７号
債務者　藤家　秀文
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第５８３号
宮城県宮城郡利府町春日字勝負沢43番地89
債務者　鈴木　君子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６１８号
仙台市太白区大野田２丁目８番11―202号
債務者　村上　育伸
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６５０号
仙台市太白区八木山南１丁目８番地の２　ハイネス八木山Ａ―101
債務者　三澤　猛志
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５３号
茨城県小美玉市世楽８番地
債務者　加藤　直樹
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２５４号
茨城県小美玉市世楽８番地
債務者　加藤恵美子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２８２号
茨城県鉾田市台濁沢1090番地５
債務者　石崎かおり
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１１４号
千葉県木更津市桜町１丁目１番１号　メゾンドマリカＣ―102
債務者　井上　　綾
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部